

(仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロ
ポーザル実施要綱

〔平成29年6月30日〕
〔29小こ第633号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が計画する(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務について、技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務(以下「業務」という。)とする。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書その他別に定める提出書類(以下「参加表明書等」という。)を提出する日において、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されている設計・測量・建設コンサルタント等業務の業種登録事業者又は同等の資格を有していると市長が認める者
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者
- (4) 前号に規定する者で、当該事務所に建築士法第10条第1項の規定による業務の停止を命ぜられ、又は免許を取り消された建築士が属していないもの
- (5) 参加表明書等の提出をした日から当該業務の契約を締結する日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成4年4月1日施行)に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置又はこれらに準ずる措置を受けていない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更

正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- 2 前項に定めるもののほか、プロポーザルに参加するための条件は、参加表明書等を単体企業で提出することができる者とする。

（公募の公告）

第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について、公告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容をホームページ等で公表するものとする。

（参加表明書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等を市長に提出しなければならない。

（審査）

第6条 市長は、別に定める（仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会に前条の規定により参加表明書等を提出した者に対し、参加表明書等の内容の聴取等を行わせ、業務について技術的に最適な者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、業務について技術的に最適な者及び次点者1者を特定するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により技術的に最適な者として特定した者（以下「最優秀者」という。）及び次点者1者に対しては、その旨を様式第1により通知し、特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。

- 4 参加表明書等を提出した者が1者の場合における審査については、当該者に係る参加表明書等の内容の聴取等を行うものとし、当該者が優秀であると認めた場合は、その者を最優秀者とするものとする。

（審査結果の公表）

第7条 前条第2項の規定により特定された者については、同条第3項の

通知後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第8条 市長は、最優秀者を業務に係る随意契約の相手方とし、見積書を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、最優秀者が第3条第1項各号に規定する者に該当しないと認めるとき又は最優秀者に事故があり、随意契約若しくは見積書の徴収が不可能となったときは、次点者を見積書の徴収及び随意契約の相手方とする。この場合において、最優秀者に生じる損害については、市は一切の責を負わない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

2 この要綱は、業務に係る契約の締結をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

小牧市長



（仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託
プロポーザルの審査結果について（通知）
このことについて、審査を実施した結果、貴社を下記のとおり

当業務の 最優秀者 として特定しましたので通知します。
次点者

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評
- 3 その他

問合せ先：

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号
年 月 日

様

小牧市長



（仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託
プロポーザルの審査結果について（通知）

このことについて、審査を実施した結果、貴社については、下記のとおり当業務の最優秀者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされ、真摯に取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由

問合せ先：